

歯科健康診査の お知らせ



後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の対象者の方に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

対象者の方には、歯科健診受診券のはがきを今月下旬ごろにお送りしますので、ぜひ受診しましょう。

■ **対象者** 次のいずれかの方が対象です。

- 昭和22年(1月1日～12月31日)生まれの方
- 昭和20年(1月1日～12月31日)生まれの方
- 昭和17年(1月1日～12月31日)生まれの方
- 昭和12年(1月1日～12月31日)生まれの方
- 昭和7年(1月1日～12月31日)生まれの方

※長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師などの指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象外としています。はがきが届く場合がありますが、健診はご遠慮ください。

■ **健診項目** 問診、口腔内診査、口腔機能評価など

■ **受診期限** 11月30日(木)まで(受診券が届いてから受診していただけます。)

■ **受診費用** 無料

※ただし、その後の歯科治療については自己負担となります。

■ **受診場所**

後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

※受診可能な歯科医院の一覧表は、市保険年金課(市役所1階④番窓口)で配布予定のほか、徳島県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載予定です。

■ **受診方法**

事前に電話などで健診実施歯科医院に予約をしてください。受診の際は、後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のはがきをご持参ください。

後期高齢者医療制度加入在宅要介護者の皆さまへ 訪問歯科健康診査(要申請)が利用できます

後期高齢者医療制度に加入されている在宅の要介護者を対象に、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤えん性肺炎を予防するため、訪問歯科健康診査を行います。



■ **対象者** 自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件①～④全てを満たす徳島県後期高齢者医療被保険者

- ① 要介護3・4・5の認定を受けている方
- ② 介護保険の居宅療養管理指導(歯科医師・歯科衛生士によるもの)および口腔機能向上加算を受けていない方
- ③ 医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④ 今年度歯科健康診査を受けていない方

■ **実施期間** 9月1日(金) から12月末まで

■ **健診費用** 無料

※ただし、その後の歯科治療については自己負担となります。

■ **申込先**

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣します。

訪問歯科健診の詳細や申請書等必要書類については、下記の各窓口へお問い合わせください。

申込・問

◎徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088・677・3666/FAX088・666・0105

◎市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

☎088・677・3666
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

問 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

※なお、全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

後期高齢者医療制度に加入されており、今年5月に医療機関で新薬を処方された方で、新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方

【通知対象者】

後期高齢者医療制度に加入されており、今年5月に医療機関で新薬を処方された方で、新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減されるのか、その一例をお知らせする通知を9月下旬に送付します。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、厚生労働省より新薬と同等の効果、効能が承認されている医薬品です。

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減の案内を送付します